

地方公会計の脆さ

統一的な論題

地方公会計に係る業務効率化

地方公会計の取り組みがいつそう推進されるためには、地方公会計に係る業務効率化の方策についても検討が必要である。

例えば、財務書類と作成業務における効果的な IT 活用策として、財務会計システムと一体的な地方公会計システムを導入することにより、予算執行時に自動的に仕訳変換をする仕組みを構築することや、あらかじめ歳出科目と勘定科目の紐付けを行うことにより、期末一括仕訳による確認作業を軽減することも可能と考えられる。

資料

平成 29 年度中における財務処理等の活用状況

地方公会計業務委託状況

固定資産台帳の整備状況

固定資産台帳の更新作業

固定資産台帳への新規登録

固定資産台帳の精緻化

固定資産台帳を作成する段階では、マニュアルにおいて、建物に関わる開始時簿価の算定の際に建物本体と付属設備の耐用年数が異なる場合であっても、一体とみなして建物本体の耐用年数を適用して減価償却計算を行うこと、過去に取得した事業用資産の工作物を分けて管理していない場合には、一体として固定資産台帳に記載すること等を許容しており、更新等のタイミングで成果を図ることとしている。

このため、今後、固定資産台帳を更新する中で、このような資産について登録単価や資産評価の成果を図っていくことが求められる。

固定資産台帳情報について

耐用年数区分が異なる資産の登録

・

地方公会計における財務書類の空洞化

問題意識 空洞化=実質を失い、外形だけが残ること

一般会計と財務書類の作成状況(2017年度末)

↓ ほぼ全ての団体で財務書類が作成されている。

しかし、機能しているのか？

財務書類に期待された役割と現状

①政策の事後評価→情報公開型改革の目的は、政策の事後評価であった。

公共部門の効率化、スリム化を進めていく上での大前提として、

また、政策の事後評価を行う観点から、決算は、これまで以上に重視されるべきものであり、中央政府(特殊法人を含む)及び地方公共団体(外郭団体もふくむ)のいずれにおいても以下のような方針を基本に会計制度等の抜本改革を進め、会計財務情報基盤を整備する必要がある。

↓ 公会計情報による事後評価はほとんど行われていない(2018年3月末時点)

財務書類や固定資産台帳の状況を公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に反映するなど、公共施設の適正管理に活用した団体。

都道府県 0% 市区町村 83% 合計 83%

決算審査の補足資料とするなど、議会における説明資料として活用した団体

②団体間比較

標準的な基準を設定することによって、租税の地方公共団体において、財務書類の作成と開示及び活用を行うことのみならず、地方公共団体との比較を用意とし、その財政構造の特徴や課題をより客観的に分析することで、住民等に対するわかりやすい説明、財政運営や行政評価等への活用を充実させる事は可能となる。

↓ 団体改革の結果を公表している団体は非常に少ない

↓ 財務書類の数値が並べられているだけであり、住民一人当たりの数値でもないため、そのままでは比較する事は難しい。

③資産情報に基づく将来計画

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの成果に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うなどにより、各事業・施設について効率的かつ効果的な対策の検討を可能にするものであり、総合管理計画に基づく具体的な取り組み等の検討についても、公共施設等の適正管理に積極的に活用することが望ましいこと。

公共施設等総合管理計画における推計の限界

既存の施設を全て更新することが前提になっている。

更新時期も、建設後 30 年で大規模修繕、60 年で建て替えと画一的に決められている。

更新費用の単価はすべての団体で同一の数値が用いられている

↓ 必ずしも現実的な更新費用の見積もりではない

対応策

愛媛県砥部町「砥部町の中長期収支見通しと財政フレームワーク」(2012)=固定資産台帳の数値と 3 つのシナリオに基づく将来負担の予測

静岡県・行政経営研究会の取り組み(2018)=固定資産台帳に基づいた将来の施設更新計画による負担額の見積もり

↓

しかし、砥部町や静岡県のような取り組みを行っている団体は少ない。

④コスト情報に基づく事業評価

コスト=行政活動で費消された人的資源・物的資源の量

↓

コスト情報により、人的資源や物的資源(施設・設備)の使用状況を把握し、地域住民への行政サービス提供につながっていない部分(ロス)を排除することで、行政活動の効率性を高める。

(事例)大分県臼杵市

↓

しかし事務事業評価でコスト情報が用いられていない。

↓

コスト情報を用いた事業評価は広まっていない。

実情における空洞化

①開示情報の縮小

↓

「義務」から「要望」にレベルが下がったため、「改定モデル」では示されていた行政目的別コスト情報が開示情報から消滅された。

また、財務処理の本表のみを開示し、本来は義務付けられている行政目的別有形固定資産明細表の開示すら行っていない団体も多い。

統一的な基準による財務処理については、多くの情報公共団体で開示が進んでいるが、財務書類を作成している地方公共団体でも、付属明細書及び中期については、作成されていない、または開示していない団体が散見される。

付属明細書には、有形固定資産の行政目的別明細等の重要な情報が含まれており、中期には資産の評価基準及び評価方法、分析にあたって考慮すべき情報が含まれているため、これも併せて開示されることが必要である。

②情報開示の停滞

平成 28 年度決算に係る一般会計と財務書類の作成済団体(1521 団体)のうち、1520 団体(99.9%)が財務書類を公表済み、または公表予定としており、このうちホームページで公表(予定)としている団体は、作成済団体の 96.8%にあたる 1472 団体である。

↓

しかし、現実には公開を行っていない団体が多数ある。

2019 年 1 月末時点 調査対象 815 団体

サイトでの公開確認 622 団体(76.3%)

作成したが開示していない団体が多数存在することが推測される。

(=財務書類が保存されているだけのものになっている)

財務書類そのものが開示されていない場合には、その分析結果に関する情報も開示されておらず、財務書類が自治体を評価するための情報提供手段としては機能していない

③作成外注による弊害

財務書類の作成を外部業者に委託し、実際の作成作業を自らは実施していない団体が相当数ある。

↓

財務書類上の数値の基礎となっている事実を自らが把握できていない。

(事例)財務書類の作成を外注業者に委託している。団体)

引当率が他の団体と大きく異なっている事実を財政課が把握しておらず、なぜそれほど引当率が異なるのかを説明することもできなかった。

↓

財務書類を債権管理のツールとして使うことができない。

④期末一括仕分けによる財務処理と伝票との断絶

総務省「今後の地方公会計の推進に関する研究会報告書」(2014 年 4 月)

↓

「地方公会計マニュアル」には期末一括仕訳(簡便作成法)を否定する文言は無い。

現実には多くの団体が簡便作成法による期末一括仕訳であると推測される

↓

財務諸表に関する原因分析ができない

⑤広域化への対応の不足

地方公共団体における行政活動の大きな部分が、複数の団体による共同運営(広域連合、一

部事務組合)に移行するケースが増えている。(病院、消防、学校、水道 etc)

↓

連結財務処理の重要性が増大

その一方で、一般会計等財務書類や全体会計財務書類は、地方公共団体の実態の一部しか表すことができないものになる。

普通会計の予算編成で参照されるものが一般会計と財務書類である限り、財務処理と予算編成を適切に連携させることができない。

地方公会計の脆さ

①「上からの改革」であることの弊害

一部の先進的な団体を除けば、地方公会計の改革に総務省による指針発表をつうじた「上からの改革」として進められてきた

↓

地方公共団体自体に財務書類を活用することに対するインセンティブがない。

財務書類の作成自体が目的か

財務書類の内容を予算編成に反映させることができないことの原因が、自らの財務書類の作り方にあるのではなく、結果として作成される財務諸表類の問題であると認識されてしまう。

地方財政における困窮度が高まれば、従来からの計画策定の方法では不適切であることが認識され、財務処理活用に向けたインセンティブが生じる可能性はあるが、時間がかかる。

②地方公会計独自の評価基準の欠如

地方公共団体と民間企業はともに資金を調達し、運用している。

=双方における資金の調達、運用は同一の方法で描き出すことができる(地方公共団体への企業会計的手段の導入)

↓

しかし地方公共団体と民間企業では活動目的が異なる

情報公開型では財務書類の評価にあたって異なる基準、手法を用いる必要があるが、その基準、手法が未だ成熟していない。

「資産＝負債」 「コスト＝責任」

地方公共団体における評価基準の多元性に対応できる財務書類の作成が行われる必要がある

地方公共団体における責任の所在と統合的な財務書類の作成が行える必要がある。

近年総務省が研究会報告書を通じて作成を流している「財務セグメント情報」が普及すれば改善される可能性があるが、そのための体制整備には時間と手間がかかる。